

2022年8月

新専門医制度のお知らせ（30）
～ 研修プログラム制における専攻医の研修について ～

専門医制度委員会
担当理事・委員長 芳賀信彦
副委員長 緒方直史

日本リハビリテーション医学会では、新専門医制度における研修プログラム制による専攻医の研修について、「[リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準](#)」で定めています。この度、分かりにくい表現等を修正することになりましたが、修正案を日本専門医機構が正式に承認するには時間がかかります。つきましてはこの修正に関係し、研修に関わる特に注意すべき内容（リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準の中の「5 専門研修施設とプログラムの認定基準」に記載されている部分）について、あらかじめ会員の皆様にお知らせすることになりましたので、ご確認ください。なおここに書かれている内容は、すでに研修を始めている専攻医にも該当しますのでご注意ください。

- 1) 研修プログラム制では、基幹施設に加えて連携施設をローテーションに含めることが必須です。このことは、現状の「リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準」には明確には記載していませんが、日本専門医機構による[専門医制度整備指針\(第三版、2020年2月\)](#)には「研修プログラムに定められた到達目標を、年次ごと（例えば3～5年間）に定められた研修プログラムに則って研修を行い、専門医を養成するもので、一つの基幹施設のみでの完結型の研修ではなく、一つ以上の連携施設と研修施設群を作り循環型の研修を行うものとする。」と記載されており、自明と考えています。
- 2) 研修期間中に回復期リハビリテーション病棟での研修が困難な場合で「地域包括ケア病棟等」の研修を認めて欲しい場合は、早めに本医学会に申請してください。現状の「リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準」にも「「地域包括ケア病棟等」での研修を認めるか否かは、あらかじめ日本リハビリテーション医学会で審査、承認を受ける必要がある。」と記載されており、審査、承認には一定の時間が必要ですし、承認が間に合わない場合や承認されない場合も想定されます。
- 3) 専攻医個別の事情等で1)や2)の関係を含め研修の条件を満たせない可能性が生じた場合は、早急に本医学会に相談してください。条件を満たさない研修では日本専門医機構に研修修了を認められず、専門医試験を受験できない事態につながり得ます。

不明な点がある場合は、メールまたはFAXにて下記までお問い合わせください。回答にお時間を頂く場合がありますので、ご了承ください。なお電話でのご質問には基本的にお答え致しません。

問合せ先：公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 専門医制度委員会
E-mail（新専門医制度専用）：sinseido@jarm.or.jp、FAX：03-5280-9701